

第二十二回国会
衆議院

社会労働委員会議録第四十一号

昭和三十年七月十四日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大石 武二君 理事中川 俊思君

理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君

理事山下 春江君 理事山花 秀雄君

植村 武二君 日井 莊一君

龜山 孝一君 小島 徹三君

越智 茂君 加藤鐵五郎君

小林 郁君 八田 貞義君

岡本 隆一君 滝井 義高君

中村 英男君 長谷川 保君

八木 一男君 受田 新吉君

神田 大作君 山下 榮二君

出席政府委員

厚生政務次官 紅露 みつ君

厚生技官 曾田 長宗君

厚生事務官 高田 浩運君

(医務局長) 田邊 繁雄君

厚生事務官 田邊 繁雄君

(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

七月十四日

委員多賀谷眞稔君、福田昌子君及び井堀繁雄君辞任につき、その補欠として佐々木更三君、中村英男君及び山下榮二君が議長の名で委員に選任された。

七月十三日

未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(松平忠久君紹介)(第四一二二号)

健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(松山義雄君紹介)(第四一三三三号)

同(伊藤幸太郎君紹介)(第四一四四号)

同(松平忠久君紹介)(第四一五五号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第四一六六号)

同(山下榮二君紹介)(第四一七七号)

同(内藤友明君紹介)(第四一八八号)

同(内田常雄君紹介)(第四一九九号)

同(有馬輝武君紹介)(第四二〇〇号)

同(井岡大治君紹介)(第四二一一号)

同(横鏡重吉君紹介)(第四二二二号)

同(橋本次郎君紹介)(第四二三三三号)

同(阿部五郎君紹介)(第四二四四四号)

同(三鍋義三君紹介)(第四二五五五号)

同(西村彰一君紹介)(第四二六六六号)

同(伊東岩男君紹介)(第四二七七七号)

同(草野一郎平君紹介)(第四二八八八号)

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四五号)(予)

○中村委員長 これより会議を開きます。

まず、公報に記載されております通り、昨日内閣総理大臣から衆議院議長に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(内閣提出、議決第一号)について、その裁定を実施し得ることが明らかとなった旨の通知がありました。

文書を朗読いたします。

内閣通産部第七号

昭和三十年七月十三日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長 益谷 秀次殿

本年三月二十二日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求める件」は、公共企業体等仲裁委員会の「アルコール専売事業職員の勤務地手当の支給または減額改訂に関する紛争」に対する本年一月二十九日の裁定内容が、昭和三十年度予算が成立していないので、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものとするのが妥当と認められましたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのであります。

○中村委員長 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りま

す。まず趣旨の説明を聴取することといたします。紅露政務次官。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「マッサージ」の下に「及び指圧」を加える。

第十九条第一項中「昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十三年十二月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。

別会計予算」が成立し、右裁定を実施しうることが明らかになりましたので、この旨を御通知いたします。

以上の結果、本件は自然消滅となりましたので、御報告いたします。

○中村委員長 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りま

す。まず趣旨の説明を聴取することといたします。紅露政務次官。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「マッサージ」の下に「及び指圧」を加える。

第十九条第一項中「昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十三年十二月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 都道府県知事は、前

条第一項の規定による届出をした者が、昭和三十三年十二月三十一日までの間に行われる第二条第一項のあん摩師試験に合格したときは、同条同項の規定にかかわらず、その者に対してあん摩師免許を与えることができる。

前項の者に対しては、あん摩師試験の科目に關し、厚生省令で必要な特例を設けることができる。

第二十条中「前条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2 第十九条第一項の規定による届出をした者のうち、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の公布の際引き続き三箇月以上指圧を業としていた者は、この法律による改正後の第一条の規定にかかわらず、昭和三十三年十二月三十一日までは、当該指圧を業とすることが出来る。

3 前項に規定する者が当該指圧を業とするについての規制及びこれに違反した場合の処罰に關しては、第十九条第二項及び第三項、第二十条並びに第二十一条の規定の例による。

4 あん摩師以外の者でこの法律の施行前に第十二条の規定に違反して指圧を業としたもの及びこの法

律の施行前に指庄の業務又はその業務が行われる場所に関する第九條第二項において準用する第七條の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○紅露政府委員 ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在、あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外には、何人も医療類似行為を業としてはならず、ただ、昭和二十二年末、あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の公布の際、引き続き三ヶ月以上医療類似行為を業としていた者で、同法施行後三ヶ月以内に一定の事項を届け出た者に対してのみ、経過措置としてなお昭和三十一年末まで、当該医療類似行為を業とすることが認められていたのでありますが、今回の改正は、この経過措置が本年末をもって打ち切られることになりまして、これに対する措置を講ずることを目的としております。

改正のおもな点は、従来、医療類似行為の一種として取り扱われてきた指庄は、原理の上からも、施術の方法におきまして、あんまの業務に含めることができ、かつ妥当であると考えられるに至りましたので、この際、これをあんまに含まれるものとしたし、またともに、現在医療類似行為を行うことを本年末まで認められている、いわゆる既存業者に対し、期限を三年間延長し、同時に、その間にあんま師試験の受験資格を認め、これに合格し

たときは、あんま師の免許を受けることができることになったのであります。

以上が、この法律案を提出するおもな理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨説明は終了しました。

なお、本案についての質疑その他につきましては、後日に譲ることとしたします。

○中村委員長 次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を一括して議題となし、質疑に入ります。発言の通告がありますので順次これを許します。山下春江君。

○山下(春)委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正が出たのでありますが、私は今回の改正に当りましての基本的な考え方を、援護局の立場である局長から聞きたいと思うのであります。たとえば、今回の戦争によつての犠牲を受けたものは、これはもう戦闘員、非戦闘員を問わず、一般国民が大なり小なり、みな犠牲を負ったのであります。特に私はその中で非常に遺憾と思つておることは、戦地と非戦地というものの区別が、昔の古い法律のワタの中であつておる。すなわちこの問題の考え方は、日清戦争、日露戦争あるいは第一次欧州大戦あるいは日支事変、太平洋戦争の初期まではその考えでよろしい。しかしながら、事い

たりがあれだけの大きな空襲を受け、本土もまた苛烈な戦場と化した太

平洋戦争末期の状態は、従来の非戦地、戦地の区別の考え方のワタの中では、解釈し切れないものがあると思ひます。援護局長は、その問題に対してどのようなお考えをお持ちでございましょうか。

○田邊政府委員 お答えいたします。援護法におきまして戦地と非戦地とを区別しておりますのは、軍属についてでございます。御承知の通り、内地の有給軍属につきましては、戦争中から、共済組合において戦時災害による犠牲者に対し、年金を支給する道が開かれておたのであります。戦地の有給軍属につきましては間に合なかつたという理由のために、そういう道が開かれておらなかつたわけでありまして、戦後の今日、内地の有給軍属に対しては、旧共済組合によりまして、年金が依然として支給されているのに戦地の者について支給しないということでは公平を失ふので、当然当時にお

方から、これを対象に加えたわけでありまして、それから、法律上におきましては、そういう区別をしているにすぎないのであります。問題は、軍人が在隊中で死亡した場合、それが公務上の死亡であるか、公務外の死亡であるかという個々の認定に当りましての問題でありましたが、その際戦地におけるものが公務性が濃厚であり、内地のものが戦地におけるよりも公務性が濃厚でないという点は、一般的にいえると思ひますが、戦地だから全部いい、内地だから全部だめだという考えはとつてお

らないのであります。この点は、従来のいろいろな認定のやり方、つまり、従来と申しますのは、恩給局における従来のやり方というものを基準としながら、今度の戦争の特殊性に即応するようになっている工夫をこらし、実情に沿うように努力をいたしているわけでありまして、内地におけるものでございまして、おっしゃる通り、終戦直前における状態というものは、相当環境が悪く、また勤務の内容も相当激烈であつたことが十分考えられますので、個々の認定に当りましては、そういう実情も勘案して参らなければならぬものと考えております。

○山下(春)委員 その点は、援護局長は私どもと大体同じ考えをお持ちであることによつて、今回の改正案が出されたということでありまして、以前より建前というものが、よく尽くされているように存じております。今度の改正案で、まだもう一つ私どもが考えなければならぬではないかと考えられることは、戦没者の身分の問題であります。この身分の問題につきましては、常に議論になる点でございますけれども、過去の国家総動員法その他のいろいろな国家権力によりまして軍務に協力し、あるいは戦闘に参加したというような非常に広い範囲の方々が死没され、あるいは戦傷を負われ、犠牲を負つておられるのであります。この身分の範囲につきましては、今回どういう程度まで、どういふお気持ちでお取り上げになりましたかをお伺いいたします。

○田邊政府委員 お答えいたします。戦没者遺族援護法の対象である戦没

者、つまり戦没軍人軍属の範囲をどこに限るかという問題は、援護法を立案いたしました当初から、これが国会を通過する最後まで、また今日においても議論の種となつてゐる大事な問題だと思ひます。これは、当初からわれわれの方でもいろいろ議論をしたのでござい

ますが、結局現在のような法案の程度に落ちつてゐるのは、われわれとしては、それだけの理由があると思ひてゐるわけでありまして、その点につきましては、今回は年金の支給をされる戦没者の範囲というものの対象は、従来通りにいたしてあります。これは、たゞたゞ委員会においても申し上げたのであります。援護法は、制定の当初から旧軍人恩給復活の暫定的措置といふことを主眼としつつ、あわせて戦争中であつた制度ないしは当然あるべきという考え方をとつてゐるわけでありまして、その結果、戦地における雇用人等の有給軍属と、それから船員、雇用人、軍属に該当しないところのいわゆる非船員、これを対象にしたわけでありまして、この非船員は、御承知の通り全額国庫負担をもつて船員保険法において国家補償をいたしておたのであります。それを船員保険法から援護法に移しかえたわけでありまして、援護法である以上、有給軍人ないしは有給軍属以外に対しても年金を支給せよという議論もあり、またわれわれも一

がいにそれを否とするものではございませぬが、国家財政の点を考え、また戦争による犠牲者というものは、それからそれへと多少のニュアンスを持ちつつ、膨大な数に上つております。それをどこで区別をするかということも

え方の限度にとどめるのが穩当ではないかという考えで、今回はその範圍を

かりまた漏れてしまいそうなおそれがあるのです。ということは、要

の拡大に関する条文の適用についての御懸念であります、私どもは、今度

恩給法の根本に響く問題であり、援護法の根本に響く問題であり、またこの

これは大へんけつこうなことでござい
ますが、疾病にかかった場合において、

厚生大臣が公務上負傷し、または疾病にかかったものと同視することを相当と認めるということですが、そこが援護局とわれわれの考え方が違つてゐるであつて、あの苛烈な、たとえは医療機関もまづきりない、医官に見てもらいたくても、なかなかそばにいない、棄めないといふような、全く想像に絶するやうな、これまで日本国民が経験したことのない苛烈な戦場にあつた者といつたしましては——戦地にあつて死没した者、あるいは傷を負つた者、あるいは病氣にかかった者を、全部これも公務とみなすことはできない、こゝ言われまふけれども、しかしながら、それは援護局長が御心配のやうなケースも、おそらくこれにはあつたかと思ひます。範圍を拡大しておきますと、その中にめぐり込んでくることであらうと思ひますが、それは世の中のどんな法律にもあると思ひます。それは何としましても、嚴重な、たとえば今非常に大きい問題になつておる健康保険の乱診、乱療、乱給といつてみたところで、これもほんの一部に違ひないけれども、そういうものがなにかといふと、嚴然として法律があつても、中にもめぐり込んでくるのがあります。逆選択といふこともある。御説ごもつてもございませうし、お氣持はわかるのですけれども、こゝういふうににらばるといふことは、せつかく局長が持つていただいておる氣持と法律の文章とは合致してないと思ひますが、いかがでございませうか。

○田邊政府委員 山下委員の質問は、二つの点を一緒にして御議論しておるやうな感じがするのであります。援護審査会の議決を要するといふ要件があ

るから、しぼられるのではないかと一御懸念でありますが、この点は、一応さういふことも考へ得るわけでありませう。その御議論は、むしろ私どもを信頼するから、援護審査会の議決なんが要らないのではないかと、また援護審査会にかければ、どうしても手間取るのではないかと、こゝういふ議論なら一つの議論でございませう。この点は、十分に御審議いただきたいと思ひます。そのことと、公務のいわゆる観念的な範圍の拡大とはまた別であります。片方は手続の問題でございませう。一、二の例外があつてもやむを得ぬじゃないかといふ考へ方は、やはり事の正確を期するわれわれとしては、建前としては承認できないのであります。私どもが、法の建前上一番苦勞いたしまして、この法律と他の法律とのいろいろの均衡もございまして、観念的に公務でないといふものも観念上公務にするといふことが、立法の根本の趣旨に合つてゐるという点を申し上げておるわけでございます。個々の認定に當りましての問題は、いろいろございませう。しかし、公務でないといふ建前のものを、個々の認定に當つて公務であるかを公務でないかといふのではなく、観念的に考へまして公務でないものを公務にするといふ立法の仕方、それは援護法の根本に触れる問題であると思ひます。だから、個々の例に當つて、心配だから全部公務にする、非公務のものも公務にしておけばさういふことは、ないのだといふのは極端でありまして、建前としては、公務でないものもあり得るという建前をとらざるを得ないのであります。この点を區別して申し上げたので、御了承いただきたいと思ひます。

○山下(春)委員 それはその通り區別して私も考へておるのであります。援護審査会というものがあつたために、そこでしぼられるのではないかと、こゝういふ心配も一応ありますが、しかし、この制度は必ずしも今すぐ取つてのけなければならぬものとは考へません。過去の裁定を受けた人たちが、過去の裁定のことと、公務のいふやうな観念的な範圍はそれへ入らなかつたけれども、今回多少拡大して考へればそれが入るといふやうなこともありませうから、これを直ちに今取つてのけろといふわけでもないのです。局長と私どもも考へたの食ひ違ひは、局長は明確な資料のないものを公務と認定すること、私どもは、あつたに公務とみなす適當な資料を得ることは困難ではないか、だから、重大な自分の過失とか、その他自分の責めに属するもので病氣になつたり死んだりしたものは、これは仕方がないけれども、その自己の責めであるといふことがつきりわからないものは、全部公務として扱つてもらいたい、こゝういふことでございませう。

○田邊政府委員 山下先生の御議論は、私も非常にこまかな点で表現が食い違ひますが、おっしゃる通り、今度の戦争の特殊性で、公務であることを積極的に立証することが困難なケースが起るから、こゝういふ立法をしたのであります。何が公務であり、何が非公務であるかといふ認定の問題につきましては、故意または重大な過失がないといふことが重大な要素になると思ひますが、われわれは公務であることを立証する適當な資料がある場合だけ公務にするといふ考へ方を反省しておるわけでありませう。おっしゃる通り、非公務であることが明らかである場合には、もちろん除外いたしますが、それ以外のものは全部公務にするといふ考へであります。何か公務であるか、何が非公務であるかといふ認定の問題を言つておるわけなのであります。その場合には、故意または重大な過失以外のもので全部非公務であることが明らかでないといふと見てもいい、こゝういふことでございませう。そこには観念的に相違があるといふことを申し上げたわけでありませう。故意または重大なる過失がなくとも、職務に全然關係のない死亡といふものも生じてくることがあり得るわけでありませう。従つて、観念的に公務でないものを公務にするといふ建前の立法はこの際とすべきではない、こゝういふことを申し上げておるのであります。何が公務であるか、何が公務でないか、何を以てそれが明らかであるか明らかでないかを區別するかどうかという基準の問題につきましては、これは客觀的に、また医学的良識をもつて判断するよりはかはらない、こゝう考へておるわけでありませう。その問題については、一々援護審査会の議決を経なくても、明らかにだかいいいじゃないか、あるいは手続も簡単でいいのではないかと、こゝういふ御議論でありますから、この点は十分御審議いただきたいと思ひます。私が申し上げておることは、前段の故意または重大な過失といふ点と非公務であるといふことの条文の比較を申し上げた際は、立法の建前としては、われわれの建前の方がいいのではないかと、こゝういふことを申し上げて

おるわけでありませう。援護審査会の議決を要するかどうかといふ問題は、技術的な問題でありますので、それは根本の問題とは切り離して十分御審議いただければどうかと考へております。

○山下(春)委員 多少食い違つておつたかもしれませうが、しかし、政府がお出しになりました疾病にかつた場合において、これはむしろ私はだれでもかれでもと申しませう、軍人軍属の場合のことであつて、戦地の近辺にいたものを何でもかんでも拾へといふことを申し上げておるのではありませう。もちろんさういふ亂暴なことを申し上げておるわけではございませう。けれども、あなたのお氣持がこの法文にそのまま現れていて、今局長が言われるやうに、この文章をもつて自己の責めによらない、故意または自己の重大な過失でないものは、全部救はれるとおっしゃるのでございませうか。

○田邊政府委員 それは表現が違ひるのであります。極端に申しますと、故意は公務ではないといふことは、現在の法律の解釈から當然出ておるわけでありませう。現行法の範圍においても、故意といふことは書いてございませう。恩給法あるいは同種の立法では、故意に死んだ場合は公務でないといふことは、解釈上當然だといふことになつております。重大な過失があつた場合には年金を支給しないといふことは、現行法にも書いてございませう。公務であつても、公務執行と傷病との間に因果關係がありといふことを認定された場合も、その間に重大な過失があれば、年金を支給しないといふことは現行法

にある。そういうことは、別に要件としなくとも、ちゃんと除外されるわけであり。そういうことは、突き詰めてみまうと、戦地における負傷は全部公務であるというのを書いても、同じことになるわけであり。戦地における負傷、疾病という中には、理論的に考えて公務上のものと公務外のものがあることは、観念上当然であります。それが全部だということとは、立法の根本に於けるのではないかと、うことを申し上げておるのであります。個々の認定に当りましては、故意または重大なる過失のないものは、大部分は公務であると考えます。公務でないことが明らかでないという範疇に入ると思いますが、しかし観念的に導くわけでありまして、たゞさんのケースの中で、あるいはそういうものはないと申されたい、若干はあるかもしれないけれども、そういうものは無視したらよいではないかという議論は、私から見れば多少乱暴な議論であります。やはり個々のケースに当って判断を下す、個々のケースに入りましては、適正な判断を下さなければならぬ、こういうふうな考えであります。

○山下(春)委員 今の局長のお話は、そうすると、故意または重大なる過失などというものは、当然公務から除外されておるのであるから、立法の建前上そんなことを言うのはおかしいのであって、ここに書いてある通りの文句で、これで今言ふ故意または重大なる過失でなかったものにはこの文章でもいくのだ、そんなことは心配ないのだと言われるかどうか。そう言われるのなら、多少一人、二人の誤まったケースがあつても仕方がないじゃないかという議論は乱暴じゃないか、あまり飛躍し過ぎるのじゃないかという議論、私は同じ戦地、事変地において、一人二人という間違つたものを、一体どうして局長は認定しようとするのであるかというところについてお聞きしたい。

○田邊政府委員 私はたゞさんの例を扱つて知つておられますけれども、あまりそういふことは申し上げたくありませんが、これはたゞさんというケースというものはあるわけでありまして、やはりこういう法律というものをやつていく以上、ごく少数でありまして、法律の根本に於けるものは、法律の根本に於いて扱ふのがいいのではないかと。どうも今までがどうかからこゝかにこゝまでいくという考え方は、極端に流れるのであります。とかくそういう議論が起るがちなものであります。こういう問題を扱つておられますと、それぞれ多少のニュアンスを持ちつつ全部にながつておる問題でありまして、そういう立法をするならば、何ゆゑに戦地だけに限定するかという問題も出てくるわけでありまして、故意または重大なる過失がない場合に公務とするならば、なぜ戦地だけに限るのか、限る理由はどこにあるか。故意または重大なる過失という建前をとる以上、それは第二番目の故意または重大なる過失と同じような結果になるのかということでありまして、大体においてはそういう例が多いだろうと思ひます。しかし、もし故意または重大なる過失がないものは全部公務と認める方針かということをお聞きします、必ずしもそういうふうにはならない場合があり得る、また現在あるだろうということを申し上げて

おるのであります。

○山下(春)委員 それはしかしどうもそれではないという一たとえ、今のお話で大体いいようでありまして、今も、故意または重大なる過失でないものを全部公務にする、故意または重大なる過失のものは、公務でないことは初めからわかつてゐる、だからこれは公務には入らない。ほかのものは全部入るかという、そうでもないのだ。その中でもないというところが、戦地あるいは事変地において、局長の特に力説されるケースというものは、どういふのでございませうか、例をあげてお示し願ひたい。

○田邊政府委員 山下委員は、観念上の建前の問題と、実際の結果と二つお話しになっておられますが、私は建前の問題を最初に申し上げておる。故意または重大なる過失以外のものは、全部公務にしたらどうかというお考えに對しましては、そういうことになりまうと、観念的に行き過ぎではないかというところを申し上げておる。それで、先ほど援護審査会にかけると、しぼるのじゃないか。これは私の方が事情に即した考え方であつて、援護審査会あたりは何かしぼるのじゃないかという御懸念のようでありまして、そういう御懸念は、援護審査会を経た場合に非常に手続に手間がかかる、こういう議論も一つの議論でございまして、その点は十分御審議いただきたいというところを申し上げておるのであります。私は建前の問題として、戦地の傷病であつても、公務でないものと公務であるものとがあり得るわけでありまして、その公務でないものを公務にするという立法は、援護法の根本の建

前上どうかということをお申し上げたのであります。

○山下(春)委員 これは観念論と建前の問題とがいつもごっちゃになるので、どうも観念的にいうと、局長の言われることが、私はなかなか納得できないのです。一番最初に申しましたように、あの大東亜戦争の最終段階の状況というものを、一つの法律のもののさしの中へ入れよう、入れようとする役所の考え方というものが、どうしてもわれわれの観念にびたりとこない。何かどこかでしぼる、しぼるうとしてゐるようなふうに見えてならないのであります。そういうことでなく、一つ故意または重大なる過失のないものに対しては、全部公務と認めてもらいたいという氣持の観念と、あなたの法律の建前から来る結論は同じだということなところを、今盛んについついてゐるのだと私は思ひます。そういうことですから、これは何べん言つても、私の観念とあなたの観念とは違ひまして、違ひというものは、あるいは私の考え方が法的な根拠、法の建前を熟知しないせいから起つてくることだと思ひます。ですから、それは私も深くは追及いたさないのですが、どうしても援護局長は、故意または重大なる過失によるものを除くのかということでは法の建前上乱暴だ、その法の建前を知らない山下の言ひ方、その氣持はわかるが、そういう言ひ方じゃ乱暴だと言われるのですか。

○田邊政府委員 この公務の範圍の拡大というものは、実は私も、部内ではいろいろ苦勞してこゝまで持つてきたのであります。率直に申しますと、政府部内におきまして、この

問題については、いろいろ有力な反対意見があつたのであります。それは何かと申しますと、公務でないものを公務にするという立法はいいないという議論でございまして。それはその通りだと思ひます。その議論に於いて、しかも公務の範圍を拡大する案はないかということをお研究した結果、こういう条文になつたわけでありまして。一たん公務でないものとして認定で却下したものは、すでに公務でないものと政府は認めたものでございまして。それをもう一ぺん考え直して公務にするというところは、相當の考えをもつてわれわれとしてはやつたわけでありまして。これは、先ほど申し上げました通り、またお説の中にありました通り、今度の戦争の特殊性というところを考えた場合に於いては、公務であることが明らかであつたときに初めて認定するのだ、従つて却下した場合においては、非公務だということが明らかだということではない、公務であることが明らかでないから却下した、こういう建前になつておられます。それでは事情に即さないじゃないか、むしろ逆に公務であることが明らかでないものは全部公務だ、つまりだれが見ても非公務だという場合は非公務とみなしていい、その同じ氣持から出發して、それを先生は現行法の法律の根本に於けるところまで行こうとされる、私は根本に於ける建前をとりたくない、こういうことを申し上げておるのであります。これは援護法で公務と認定されたものは、無条件で恩給法の公務になるものでございまして。その点は、恩給局の御意見も十分われわれしんしゃくしつやつておるわけでありまして、従いま

して、恩給局におきまして、従来非公務なりとして恩給局で却下したものを、この際くつがえそう、こういう条文でございまして、これは公務の範囲を拡大する点で、政府のたつた措置としては、相当思い切った措置であると思ひます。しかし、そうかといつて、第一条の公務傷病に対する国家の損失補償であるといつた根本の建前を、ひっくり返すようなところまで行くのは、私どもとしてはどうしても賛成できないといふことを申し上げておるのであります。

○山下(春)委員 私はこの問題にそこだわつてもしょうがないと思ひますが、どうもそれでは私はおかしいと思ふことは、法の建前としては、それは援護法が公務と認めたものは恩給法の方へ移行されることになりまして、恩給法との関連を断ち切つて考えることは困難でありましようけれども、しかしながら、援護法とは社会保障制度的感覚をもつて処理すべきものと、局長は常にわれわれにそれを言われている人なんです。これは恩給法と断ち切つて考えるといふことは、いろいろな関連があるから、無理でありましようけれども、あるところは一線を画してものを考えないと、ここできめたことはすぐ恩給法に影響するのだ。現実に影響するのではありません、そういう考え方のワタの中で考えるといふことは、私どもは常に党内でも、そういうことにおいていつも議論をするのでありますけれども、援護法と恩給法はどうしても不即不離のものである、いつでも交錯しているものだといふ考え方によると、援護法で年令が六十才にならなければやらない、妻の場

合とか扶助料とかなんとかいうことでなく、老父母あるいは老祖父父母に対して六十才が来なければやらないといふ考え方、あるいは子供が十八才になれば打ち切るといふ考え方、私はこういうことは、援護法だからこそ、局長は強くそういうことを主張されると思ひます。そういう点が、いつも恩給法に関連するからといふ議論でいつたのであります、それは議論の建前からいへばそうでありましようけれども、故意または重大な過失でなかつたものの中で、どの人をビク・アップして、一体これは公務でないといふのか。それは援護法の考え方としては、お前は公務でないといふことを断言する人は、それは懲罰的な考え方、苛烈な戦争の中にあつて、だれもが立証できない。たゞ、故意または重大な過失だけは立証できたとはいふ以外の人は、みなやるべきだと思ひますが、これはどうですか。

○田邊政府委員 公務でないことが明らかだといふことを立証する場合、政府にそれだけの立証する根拠がなければ、全部公務になつてしまふ、それだけの話で、きつめて簡単でございます。たゞし、私は言いたくはありませぬけれども、これはたまたまぬという例があるのでございまして、それを言えとおつたならば、私は申し上げませうけれども、そういう例を私はあまりごういふところから申し上げたくないのでございますから、申し上げませぬ。それで、観念的に考えるならば、戦地における傷病であつても、公務であるものと公務でないものがあることは当然だと思ひます。私はそれは援護法と恩給法の根本問題に属すると思ふのであります。公務上の傷病といふことをはっきり書いてあるのを取つてしまふといふことは、一つの議論であります。その場合には、広く社会的な見地から、戦争犠牲者は全部援護法に關係があるといふことになるわけでありまして、その方が、また實際事務をとる場合におきましては、過去の身分がどうであつたか、あるいは過去の死んだ原因がどうであつたかといふことを調べるだけでありまして、厚生省としては非常に楽であります。しかし、これはいわゆる国家補償といひますか、公務災害に対する補償を根本としつゝ、それに援護的な要素をかみ合せてやるといふ建前がその方針なのであります。たゞ、先生の御議論は、公務でないことが明らかであるか明らかでないかの個々の認定に當つては、故意または重大なる過失以外のもので全部公務であるといふことが明らかでないのだと言われるのであります。観念的にもそういうことは言えないし、具体的な事例もあると考へております。

○山下(春)委員 それはその程度にいたしました、今回援護法が改正されるに當りまして、過去の国家総動員法その他のことによりまして、国家権力をもつて軍務に協力させ、あるいは戦闘に参加させたといふ非常にいろいろなケースがあります。このケースの中で、満洲義勇隊の青少年の人々の実情を聞きまして、非常に手薄な国境警備を年若い者がさせられておつたといふ多くの資料を私は得ておるのであります。その主力は南方に行つてしまつて、そういう年若い人たちが非常に惨たんたる戦闘をやりました、大部分の者が死没しておるようであります。これと同じようなケースがたくさんあるようでありますけれども、こういうケースに対しては、当局はどうなさるかと考へてございませうか。

○田邊政府委員 今度の大東亜戦争の末期におきます特殊な様相から、沖繩あるいは満洲の辺境地帯において、軍隊の中に入つて戦闘行動をやつて、つばな戦死を遂げられた方がおられるわけでございます。私もほんとうにう方々は、常識的に考えますと、軍人ではなかつたかと考へておるわけでありまして、手続その他の点において、軍人に召集するといふ手続をとつておらない方もあつたやうであります。私はこれはあまり詳しくはわからないのであります。しかし当時陸軍なり何なりの資料を調べてみますと、こういう方々を軍人として扱ふ道も開かれておつたやうに聞いておりますので、個々の実情に即して、そういう方々は召集された方として、死亡後そういう身分を付与している事例が相当あるのではないかと考へております。沖繩におきますいわゆる学徒挺身隊といふ問題もございました。これも単なる雇用人、軍属としての任務ではなかつたといふふうにも考えられますので、詳細検討、なお十分研究してみなければならぬと思ひますが、個々の実例に即しまして、軍人として取り上げることでできる者は軍人としての身分を付与する道が開かれておつたし、また過去においても極力そういう道を活用しているはずだと考へておりますが、なお具体的な事例につきまして、よく検討研究させていただきたいと思ひます。

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 引揚委員会の方で、關係係官から一応実情について御説明があつたと思ひますが、軍人といふ身分が与えられるためには、召集または入営といふことが必要でございまして。召集または入営をするためには、少くとも第二國民兵役に編入されておらなければならぬ、こういうことでございます。問題は、当時沖繩等の学徒隊を編成するに當つて、どういふ手続で、またどういふ話し合ひのもとに行われたかといふことを、一応調べておく必要があると思ひます。また彼らの任務が何であつたかといふことも、十分調べておく必要があると思ひます。たまに、あるいは築城作業といふ程度であつたのか、あるいは軍人と同じやうな戦闘行為をすること、を任務として要求したかどうか、この点も十分に研究を要すると思ふのであります。実情が必ずしもまた十分個々の例で明らかになつておりませぬ。と

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 今、沖繩の鉄血勳皇隊のお話にもつと触れられました。これは実は前に引揚委員会が援護局へお願いしておいたのをごさいます。これは今、多少軍人として扱ふこともできるのではないかとしようなお話もございましたが、軍人として扱ふことが至当であると思はれるやうな法律が前にたくさん出ておるのでございまして。もしこれが軍人として扱われることに、援護局の方で腹をおきめになりますれば、私はせめて満洲の青少年義勇隊は、軍人として扱つていただきたいと思ひますが、鉄血勳皇隊といふものに対して、援護局の方で相当御審査が進みになつたのでございませうか、その点をちよつと伺ひたいと思ひます。

とに十四歳、十五歳ぐらいの方で、すでに二階級特進をしている方もあるということがあります、私の方では、まだそういう事例はつかんでおりません。今、私の方でつかんでおりますのは、学校に入っているために召集または入営が延期になっておった方々で戦死された方を軍人にしておる例は、たくさんございいます。これは延期になっておったと申しますか、学校が解散になった関係上、当然に召集または入営させたということにしておるわけであります。これはお話の通り、沖繩だけの問題ではなしに、他にも関係があり、他にもそれと同じような実情の者につきましましては、当然波及していかなくてはならない問題でございいますので、今日の行政的な取扱いでできるのかどうか、あるいは過去にさかのぼってそういう立法的措置が要るのかどうかということも、当然研究してみなければなりませんので、とりあえず実情につきましまして、もう一ぶん正確な資料を作るように努めておりますが、それと並行してすでにわかつておる個々の事例につきましても、検討を進めて参りたいと考えております。

うに申し伝えてございいますので、もしばらく時日をかしていただきたいと思ひます。

○山下(春)委員 これは現地の沖繩の地方では、厚生省の方に予算がなければ、そんな十五日とか二週間とかいう費用しかないのならば、あとの精密な調査ができるまでは、地元で費用を持ってもいいから精密な調査をしてもらいたいという切なる願ひがありまして、考えてみますれば、沖繩というところは、ほんとうにあれだけの苛烈な戦いをやりながら、日本に復帰もかなわず、苦しんでおるのでありますから、これだけはぜひとも精密な御調査を願つて、軍人として扱ふべき者はそのような処遇をし、軍属として扱ふべき者はそのような処遇をすみやかにしてやるべきだと思ひますが、満洲の義勇隊の方はどのようなお考えでございいますか。

○田邊政府委員 満洲の青少年義勇隊の問題については、死亡当時の状況がいろいろ非常に違つております。開拓訓練本部に配属になっておつて、それから終戦まきわに各方面に動員された。中には軍需工場に動員されて協力していた者もございまして、終戦になりまして引き揚げを待っている間に、病氣等によって死亡された方もございいます。また中には、仰せの通り辺境地帯において戦闘行動によって死亡した方もございまして、いろいろ状況が違つておりますので、沖繩方面とにらみ合せてみますと、戦闘行動を行つた義勇隊につきましては、同様に扱ふべきではないかと考えております。もし違ふなら、その違ふ理由を明らかにいたしたいと思ひます。もうしばらく調べさせていただきます。沖繩の話が出ま

たが、実は沖繩の戦死者の中で、内地から動員して連れて行つた方はわかつておりますが、現地で召集されて現地で戦死された方が相当あるようでありま。その方々が、果して召集されたかどうかという記録が、現在全然ございせん。それを地元の現地の町村の方々その他の方々に十分証明していただきまして事実を確認していただきますには、ある程度の日数がかかる。もしその証明ができてしまつて、書類が沖繩の政府を通じて出てきますと、あとは簡単でございしますが、現地に行つてそういう点を、こういう順序、こういう手続で証明をつけて出すように指示しておりますので、おくれしているのはこの点でございいます。内地から派遣されたもの、また沖繩で応召しまして、相当初期の動員の方々ははっきりしているもので、早く済んでいるわけでありま。おくれしているのは、一般的に申しますと、現地召集された方々で、全然記録のない方々の、召集されたという事実の証明をすつかりつける点に手間取つておる。これが趣旨がだんだん徹底いたしますと、早く進むようになると思ひます。

に、大きなみぞができるのではなからうかというほど、これは重大な問題でございいますので、十分な御調を査願うことは、もちろん大切なことでござい。私どもとしては、これをあくまで軍人として扱ふべきものだ、こういう考えを持っておりますけれども、しかしそれはわれわれもまことに粗末な資料をもつてそれを断言することはできませんので、援護局長は調査に行かされるわけでありま。調査の結果は、一つ十二分なる処遇をしていただきたいというのを希望を申し添えておきます。同時に、これはもう十年もたつておりますので、できるだけ早い時間、あと限りすみやかにこの調査を完了されまして、処遇決定のお態度に出していただきたいということを切望いたしておきます。

それから、これも私は調査があまり厳密でないから、援護局長に伺うのでありますが、前に戦地から除隊になりまして、帰る帰りがけの船の中で撃沈された人に対する処遇を改めまして、が、同様な意味で、召集令状を受け取つて管門に入る、あるいは召集令状を受け取つて台湾その他に向う、そういったような途中において撃破されて死没したというような問題があるのかと思ひますが、その状態についての御調査の結果をお聞かせを願ひたい。

○田邊政府委員 入営召集上において空襲等で死亡された事例については、私も聞いておりますが、今どれだけそれがあるかという資料を持つておりませんので、後日調べましてお答え申し上げます。それと関係な問題で、指定された工場に到着する途

○田邊政府委員 今現に二人行つておりますが、十分ごまかな点まで指示をいたしまして資料も集め、研究もさせ、またそれをすぐ中央の方へ連絡するよ

○山下(春)委員 これは戦後非常に調査のしにくい場所であつたということ、調査がはかばかしておると思ひますが、ただいま援護局から調査に行つておいでになるように聞いておりまして、それが沖繩へ調査のためにあなたの方から人を派遣しておいでになるということでございますか。

○山下(春)委員 この戦争によって非常に打ちのめされた沖繩、しかも、戦後は日本に対する帰属をあれだけ熱願しているにもかかわらず、いまだにそれがかなわないうという沖繩に對して、せめて日本人であるということの誇りを持たせる一つの大きなあたかとい手は日本から差し伸べることは、重大な問題であります。この問題の処遇を誤りまして、非常に冷やかな扱いをやるというようになつてまいりますれば、沖繩島民と日本本土との感情の上

に、大きなみぞができるのではなからうかというほど、これは重大な問題でございいますので、十分な御調を査願うことは、もちろん大切なことでござい。私どもとしては、これをあくまで軍人として扱ふべきものだ、こういう考えを持っておりますけれども、しかしそれはわれわれもまことに粗末な資料をもつてそれを断言することはできませんので、援護局長は調査に行かされるわけでありま。調査の結果は、一つ十二分なる処遇をしていただきたいというのを希望を申し添えておきます。同時に、これはもう十年もたつておりますので、できるだけ早い時間、あと限りすみやかにこの調査を完了されまして、処遇決定のお態度に出していただきたいということを切望いたしておきます。

それから、これも私は調査があまり厳密でないから、援護局長に伺うのでありますが、前に戦地から除隊になりまして、帰る帰りがけの船の中で撃沈された人に対する処遇を改めまして、が、同様な意味で、召集令状を受け取つて管門に入る、あるいは召集令状を受け取つて台湾その他に向う、そういったような途中において撃破されて死没したというような問題があるのかと思ひますが、その状態についての御調査の結果をお聞かせを願ひたい。

○田邊政府委員 入営召集上において空襲等で死亡された事例については、私も聞いておりますが、今どれだけそれがあるかという資料を持つておりませんので、後日調べましてお答え申し上げます。それと関係な問題で、指定された工場に到着する途

中というような場合は、どうなりま
すか。

○田邊政府委員 軍属の場合は、指定
された工場とおっしゃいますと内地だ
ろうと思ひます。これは援護法ではな
しに、共済組合法の方で扱っておりま
す。外地の場合には、軍属になってお
りますから、外地に行く船の中で、す
でに雇用人、軍属たる身分が発生して
おりますから、これはもう当然該當す
ると思ひます。

○山下(春)委員 そうしますと、今の
軍人の場合は、召集令状から官門とい
うこの間のごときでございませう、今
局長の言われたのは、そういうケース
がはつきりわかつた場合に、どう扱う
かということ、官門に入ってからとい
うことだからまだはつきりしない。
軍属の場合は、指定の戦地へ向う途中、
船に乗っているときにやられても、そ
れははつきりしている、こういうよう
な説明ですか。

○田邊政府委員 それは軍人でも同じ
でございまして、軍隊に入つて部隊を
編成して宇品から宇品から輸送船で戦
地に向う途中で沈没しますと、当然こ
れは公務上の死亡になる。それから徴
用された軍属が、輸送船で戦地に向う
途中でやられても、同じであります。
問題は、召集を受けた方が、入營
応召する途中において空襲等で死亡し
た場合、これは現行法の解釈としては、
従来の取扱ひでは、公務つまり軍人
はまだないという取扱ひになってお
るわけでありまして、その点は、軍属の場
合も同様だと思ひます。戦地へ行く途
中においての問題は、一般的には、集
団をなして行くような場合には、すで
に軍人という身分は発生しております

から、それはもう問題なく公務になる
わけでございます。

○山下(春)委員 従来は、軍人として
の身分が発生していないから扱われて
いなかったということですが、私はこ
れは確実な事例を持っておりませんか
ら、むしろ御調査願ひたいのでありま
すけれども、たとえば召集令状を受け
て広島に連隊に入るとしたところか
ら原爆でやられた。あるいは官門に入る
時間と原爆の落ちた時間との間に多少
の差がありますから、あるいはさうい
ういろいろの解釈も出るかもしれませ
ん。けれども、あつた入隊しようと思
つて今晩来て広島に泊つていたから、こ
こでやられたというふうなものもある
でございまして、これを一体当局が軍
人とみなしてくれるかどうか。さうい
うケースは現在どのくらいあるか。

○田邊政府委員 確実な数は知つてお
りませんが、こういう例は私承知して
おります。広島に御両親がおられるわ
けです、それで広島市以外の土地にお
勤めになっておつた、それが召集令状
が来したので、応召する前にお父さ
ん、お母さんのところで少し静養して
から入隊したいということ、工場の
方から休暇をいただく、そしてうち
へ帰つて養育をとつておられたとい
ふ、休養しておられた。それで入
隊までにあつた二週間ぐらゐり日があ
るに、広島の子原爆でなくなつた
例を知つております。そこまではい
きません、問題は非常にむづかくなつ
て参りますが、召集令状を受け取つて合
済の部隊に入隊を命ぜられて、船で一
人だけ下関から出発して向つた、その
途中その船が敵の潜水艦でやられた、
こういう場合などは、まことにお気の

毒な事例に入るわけでありまして。現在
の法律の解釈で、さういふものは何と
かならぬかという気持は持つておるの
でございまして、どうも今までのとこ
ろでは軍人ではない、身分は発生して
おらない、さういふことでございませ
う。先ほど申し上げましたように、さら
に恩給局と連絡をとつていきたいと思
ひます。

○山下(春)委員 要するに、今回政府
が改正案を出されましたが、田邊さん
のお氣持では、これでもう援護局でな
さうとするこの全部をなし得たとい
ふことではなく、今後ともどもにまだ
非常に研究しなければならぬものが
残つておるとお思ひでございませう
ね。

○田邊政府委員 昨年から、遺族会か
ら、また各方面からも、援護法の不
備を指摘されて、改正するよう
に。御要望があつたわけでありま
す。当委員会におきまして、どなた
がどういふことを具体的に要望され
たか、今改正案を出した中にも、こ
れはどなたの非常な熱心な要望かとい
うことが、よく頭に入つてゐるくらい
であります。従いまして、今後国家財政
の均衡等ともならみ合せまして、各
方の均衡といふことも十分考へなが
ら、検討は重ねて参りたいと思つてお
ります。

田邊局長さんは、終始この援護法の
ために御努力された厚生省内部にお
ける、いや日本の敗戦後におけるこの問
題の処理に當つた最大の功労者である
ことは、私はよく確信しております。従つて、
前後の関係をよく御存じであるので、
終戦後引き続きこの業務に従事された
という立場から、厚生省内部の至宝で
あることも私は確信するのですが、あ
なたのお取り扱ひになられた援護法
そのものは、これは恩給法と比較検討し
て、次の点において、いかなる見解を
持つておられるかを、まずたしたい
と思ひます。それは援護法は、その第
一条に掲げてありますような、潜在
的に恩給法の改正前における暫定措
置、表面においてはここに掲げてある
ような、「軍人軍属の公務上の負傷若
しくは疾病又は死亡に關し、国家補償
の精神に基き、軍人軍属であつた者又
はこれらの者の遺族を援護することを
目的とする」といふような、援護する
ことを目的とするという立場から言
うならば、援護法は、極度に恩給法の要
素を考慮して考へる必要はないのでは
ないか。援護法独自の立場から、恩給
法に規定するものをあまり強く取り上
げないで、社会保障的な性格のものも
十分取り入れた法律たらしむべきでは
ないかと私は思ひますが、同
長はいかがお考へになりますか。

○田邊政府委員 理論的には、さうい
うことが十分考へられます。しかし、
国家財政その他のことを十分考へた場
合に、一体国家補償としてなすべき範
囲いかにいふ問題は、別途起るわけ
でありまして、これは今日の国家財政
の現状からした場合には、この程度で

やむを得ないのではないかと、さうい
ふ考へを持っております。

○受田委員 さらば、国家財政その
他の立場から考慮する、いわゆる政治
的配慮に基いて援護法の改正には難
点があるといふことに重点が一つある
といふことになりませうか。

○田邊政府委員 これは援護法の制定
以来のことをよく御承知でございま
すので、申し上げませんが、援護法を
作る際には、実は軍人恩給が復活す
るのか、しないのかわからなかつたの
であります。われわれの事務的な立場
からいいますと、非常にその点は苦
しいのであります。結局、復活す
れば復活して差しかえないように、
万一復活しない場合でも差しかえな
いようにいふことで最初立法した関
係上、当初の立法は非常に窮屈になつ
ておりました。その後、政府の方針が
きまらまして、さういふことになつ
てしまひますと、今日から振り返つて
みますと、援護法は、軍人恩給に漏れて
いる者に対して処遇するといふ、補
完的な役割になつてきたわけであり
ます。その補完的な役割を果す場合に、
援護法といふものは、厚生省でやつ
ておる性格を十分考へなければならぬ、
根本の立場としては、援護といふ立場
を守るべきである。それからもう一
点は、損失補償といふ点、いわゆる
損失補償的な取扱ひをする場合に、そ
の損失補償の立場をどこにとるかとい
ふ場合に、やはりわれわれは公務災害、
国家公務員ないしこれに準ずる国家公
務員な身分を持つた方の公務災害に
対してやるんだ、さういふ考へ方を
とつておるわけでありまして、従つて、
補完的作用と申しまして、根本にお

して職務のために公務上死亡された、あるいは公務上傷病にかかった傷病者、いわゆる公務死没者、公務傷病者というものもあるわけであります。これも法律の対象にしようという趣旨で、名前に「等」ということを入れたわけでありまして。非常に正確を期するたために入れた言葉であります。そういうふうなことは、内閣から名前前でできておりますが、内容は一条、二条に触れたものを、一応この法律の対象にしております。

○受田委員 第二条の第一項には、そ

の後二回にわたる法律改正によって新しいものが増えられた。船舶運賃会の関係の船舶乗務員のごとき、こういうような法律改正がされることは、局長としては本意でないとお考えになれますかどうか。

○田邊政府委員　ただいま御指摘になられました点につきましては、政府部内としても十分慎重に検討をいたしまして、また当委員会におきましても十分の御審議をいただいたのであります。これはこの法律の対象とすること、これは至当であらう、こういう結論になつたわけでありませう。本意であるも本意

でないものとしなければ均衡を失する
というところなのであります。というの
は、法律を最初に作るときに、純然た
る軍人恩給の暫定措置という立場もと
り得たわけであります。従つて、内地
の有給軍属は、一般的には共済組合に
おいて年金をやっておりますから、そ
の系統でそういう措置を新たにしてい
たい、また船員につきましては、船員保険
法におきまして、一般の船員とは区別
をいたしまして、という戦時災害に
よる犠牲者に對しましては、全額國庫

負担をもつて、一定の年金、傷病年金等を支給しておつたのであります。それをベース・アップするということも一つの方法であつたと思ひます。ところが、船員法の関係もありますので、その特殊なものをベース・アップするものということも困難だという事情もありまして、いろいろ考えました結果、戦争中にあつた制度でございしますし、ことに均衡上やはり配付してやるということになつたわけであります。戦争中にあつた制度ないしは戦争中に当然生かすべき配付の範囲と見てもいいのではなかつたかと考えております。

○受田委員 今の局長の御説明によれば、軍人軍属以外の者を均衡上加えるということにもなり、また手落ちのないようにもしたいという気持ちも手伝つ

ておるようにも思います。しからば、最初からここで山下さんがお話しておられたときのことを聞いておりますと、軍人軍属の解釈を非常に厳格にしておられる。沖繩の少年兵のごときにおいても、それは國民兵役に属していない者であるからというふうに、非常に厳格にしておられる。それと今の御説明とは、非常に観点が違ふと思うのです。つまり援護的な性格のものを漏れなく、できるだけ均衡を保つて救済したいというようなことであるならば、広くこの援護法そのものに、もう少し援護的な要素を取り入れるようにしたらどうか。たとえば、今の船舶運営会の職員の場合におきましても、今この第一条、第二条によって、またこの法律によって救われている人々にはは限界がある。なお現行法から漏れている船員は、陸海軍大臣から航路の指定を受けて、兵員であるいは軍の物資の

輸送によって敵対行動等の軍事任務を課せられたものと陸海軍の配当船及び陸海軍指定船の乗り組み船員のようなもの、あるいは船舶運営会の所属の船員で、終戦後もとの陸軍及び海軍の弾薬投棄作業等の終戦処理業務や、終戦に伴う復員業務等に従事させられた船舶

船乗組員、こういう者が残つておる。
 こういう人々は、この法律の解釈に漏
 れるような人が相当數でできておる。こ
 ういう人々を広く漏れなく救済するよ
 うな措置も、當然とられていなければ
 ならぬと思うのでありますが、これら
 について、解釈を非常に厳正にし過ぎ
 られて、こういう問題にまだ遺憾な点
 が残つておると思いますが、これはい
 かがでございましょうか。

○田邊政府委員　船員につきましては、船舶運管会の運航する船舶乗組員と相なっております。当時、当然船舶運管会に所属すべきはずであった船というのはあります。個個に当たりますと、それは何らかの手續等においておくれおったというような事例もあるようであります。私は個々の認定に当りましては、同様の事情にあった者は同様に処理するといふ見地から、そうやかましいことを言っていないつもりでございます。ただし、その綿然たる会社所屬の船であつて、船員も何れも全部会社の職員であつて、会社から俸給をもつておつたという方で、船舶運管会の船でなかったということがはつきりしているものもあると思ひます。そこまでの法律の解釈を拡張することはできないと思ひますが、いろいろ調べてみますと、当然船舶運管会の船であつたはず

だが、どうも船艙には載っていないし、よく調べてみなければわからないというのもあります。そういうのは、筋からいって、そうであったはずだというものもございますので、できるだけその範疇に入れるような気持は持つて取り扱っております。

沖繩の問題は、これは軍人であったかどうかということが問題でございまして、有給軍属であったかどうかということではございませんので、これはもう少し研究させていただきたいということを申し上げておきます。

○受田委員　今、法律の取扱いにおい

て、一例を沖繩と船員にとつたのです
が、今の船員の場合におきましても、
軍部大臣からの航路の指定を受けると
か、あるいは軍のいろいろな輸送もの

他に協力の指示を受けるとか、こういうような軍人に協力の任務をはっきりと課せられて従事させられて、常時危険な状況にあるという船員などは、これは漏れなく救済すべきであると思えます。それがいつも解釈が厳正になり過ぎて、船舶運営会に所属していなかったという、単にそれだけの理由で、それが削られておるといふようなことがあるので、これらにつきましては、援護法でありますから、運営の妙味というものは十分考えて、手落ちがないような措置をしていただくことが私は妥当ではないかと思えますが、田邊局長はいかがお考えでございますでしょうか。

○田邊政府委員　法律の解釈が許す限り、できるだけ実情に即するように運用をして参りたいと考えております。

○受田委員　ちよつと委員長に伺います、屋から間違ひなくやられますか。

○中村委員長　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○中村委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 どうもこの援護法と恩給法とをいつも比較して、田邊さんは何か受給資格とかあるいは公務死の範囲

とかいうものは、厳正に考えなければならぬということを今まで考えてこられたと思うのです。そうしてもう一つは、今の軍人軍属とみなす方の人にはなるべく避けたい。さっきからのお言葉によると、軍人軍属に厳重なワクをはなめ、軍人軍属とみなすワクのものをな

るべく除外したいというお気持ちがある。ことにこの法律の第二十四条、弔慰金の支給対象になる人々に對しましては、田邊さんは、實際にわれわれが

扱ってもこれは大へんなことだという
さつきお言葉があったと思います。こ
れは大へんなことだという非常に困難
なる状況を来たしておるというお言葉
があったのでありますが、これは軍属
とみなす人々である関係上、そういう困
難があるのでありますかどうか。

○田邊政府委員 援護法と恩給法との関係は、これはいささつをずっと申し上げれば、自然に御了解願える問題でございます、二つを比較してどうこ

うということは、できない問題になつてきておるわけであります。そこで私は、その立場というものは、先ほど申し上げた通りの立場でおるのでござい

まして、これに関連してのお尋ねだと思ひますが、先ほど山下先生に申し上げましたのは、現在、戦争中に年金の對象になっておられない人は、一時金でがまんをしていただくということになつておる。それは国会修正によつて、

三十四条によつて、一時金を支給する
という条文が出たわけでございます。
ところがこの条文たるや、まことに
はっきりしない点がある条文でござい
まして、そのはっきりしないと申し上げ
るのは、役所に資料がないというこ
とを申し上げるのであります。おそ

こういった年金なり一時金なりを支給する場合におきましては、その身分なりあるいは死亡の状況等について、国家の権威ある裏づけのある資料がない場合においては、本人が申し出た場合において、それを審査する基準の材料というものはないわけでございます。

で、その点に非常に苦勞しているという
ことを申し上げるわけであります。
たとえば戦時災害で死んだ場合という
のは、空襲によって死んだ場合です。

ところが、終戦後腸チフスで死んでおる。腸チフスは、どう見ても戦時災害とは認められないわけでありませう。ところがその後、最近になって、あれは腸チフスほうそだ、実はこういう病氣だったということで、その当時の医者が、またその当時の死亡証明書を書き

かえたり、法務省に対してもその死亡診断書の変更を願ひ出たという例があつて、向うでもそれを受け付けてしまった。私の方では、果してそれがほ

んとうかどうかということは、実は頭をひねらざるを得ないわけであります。最後まで争って、そうじゃないということを言い切れるかというと言い

切れない、こういう事例が相当あるわけでございます。おそらくその対象を拡大するとか、あるいは年金の支給対象を拡大するというような場合においては、事務の責任者といましては、そういうことも十分考えなければなら

ぬ。そういう点で、これは一例を申し上げたのでございますが、いろいろのこしやこした例があるわけでありまして。しかし、法律がもうできています。以上は、私の方で何とか善処して、適切な措置をしていかなければならぬわけでありまして。そこにいる苦慮しておるという実情を申し上げまして、今後の御審議の御参考にしていただくと、こう申し上げたわけでありまして。

○受田委員 ただ局長さんをして言わしめれば二十四条の国会修正部分は、非常に乱暴な修正であるというようにことに考えられる。さきから、乱暴なという言葉がちょいちょい出ましたが、そういうような、つまり自分たちで、あなたは調査に非常に困難なものを非常にむずかしい形でこれを押し付けられた、法律の中に取入れられた条文としては、はなはだわれわれは困ったものをもったんだという印象に私聞きますが、さうに心得てよろしくございませうか。

○田邊政府委員 私はそういうことを申し上げておるわけではなく、戦争中の犠牲者に対して、せめて弔慰金を一時金として支給するというお気持は、われわれも全く同感でございます。こういう立法をされた場合に、資料がないからお断りするということも、あまり狭隘な考えである、そのような立法は歓迎すべきだと思います。しかし、資料がないという現状も、われわれとしてつらい点で、しかし出た以上は、役所で善処して、適切な措置をしなければならぬ責任がある。従って、われわれは非常に苦慮しつつやつておるということを申し上げた。従って苦慮しつつやつておるという実情

は、今後年金支給の対象を拡大するという場合におきましては、十分参考にして御審議をいただきたい、こういう気持を申し上げたのであります。

○受田委員 弔慰金と特別弔慰金の問題とか、あるいはこの弔慰金該当者を遺族年金の支給対象にするとかいうような問題は、これは非常に微妙な問題だと私は思っています。しかし、田邊さんといえども、今この三十四条の国会修正部分、すなわち国家総動員法に基くところの動員その他徴用を含めた調査をし、その資料を集めるのは非常に困難であるが、それらは当然国家の至上命令で動いたという点では、これは同じ立場でやらなければいけません。これは基本線を持っておるというふうなことは解釈しておるわけですね。そういうところからいいますと、今の弔慰金と遺族年金との微妙な関係等も克服して、この際弔慰金の該当者、あるいは特別弔慰金と弔慰金との差等とか、こういうものを乗り越えて、遺族年金の支給をする対象としても、援護法の精神からいいますと、当然これは考えられる問題じゃないか。国家財政の問題を抜きにしたならば、援護法の立場からいえば弔慰金の支給該当者は、当然遺族年金の該当者として取り扱うべき性質のものである、こういうふうな考えをすべきではないかと思っておりますが、いかがお考えになりますか。

○田邊政府委員 私は理論的な立場からいいますと、そうでなくてはならないという理論的立場もあり得ると思えます。理論的な問題といたしましては、私は両方あると思えます。また三十四条関係の中におきましても、いわゆる

国家の要請の強度あるいは権力発動のあるなしという点におきましては、微妙な相違がございます。非常に強度なものがあるし、きわめて要請の弱いものもございます。一がい言えないと思えます。ただ援護という立場からいいますと、果して三十四条関係だけではないかということも当然問題になってくる。狭き門をいかに通るか、もつと底する限りは、これをもつと底くしていいじゃないかというところも出てくる。なぜしないかといえは、それは国家財政の制約も出てくるが、それは程度の問題になる。われわれが社会保障ないし援護という一点を強調するならば、もつと広範囲に、あるいはもつと戦争ということに関連なく広くいくというところの方が理論的に正しいのじゃないか、そう考えております。

○受田委員 すでに政府といたされまは、第二条第一項に規定するところの旧援護法の対象者を、旧国家総動員法、関東州国家総動員令に基いて設立された船舶運賃会社に該当する人々を含んでおるわけですね。これらは明らかに局長さんのお説によるところの広い意味の立法実施が、この法律にうたわれたものだと思えます。しかし、旧軍人軍属である者だけを支給対象に考えた当初の考え方から、その第二条において基本的なところとした国家総動員法に基く人々をこへ取り上げるといふ段階にきている以上は、すでに援護法という法律の内容は、明らかに援護の性格を濃化したものであると私は思えます。また三十四条の支給対象が、ぐつとふえてきており、またその中には、濃厚な差はあるけれども、広く漏

れなくこれに国家の至上命令及びこれに準ずるものを含む努力がされるという点から見ましたならば、この法律そのものは、援護的な性格がぐつと浮き上った法律である。恩給法は、まだ嚴重なるかせがされておりました。旧来の例の恩給法の精神である文武官に対する退職後の生活を保障し、その在任中の公務に殉じた、経済獲得能力を減らしたその代償を払うという基本的なものが残されておる。そういうことを考えれば、この際援護法に於いて、思い切った支給対象などを広げるといふ態度をおとりにする必要はないかと思っております。従って、その前進的一步として今回出された政府案には、三十四条などに二つ三つそうした支給資格の拡大事項、あるいは三十五條の三親等内の親族を含む規定とかいうようなところがちょいちょい入っております。これらは、援護的要素が明らかにわれわれとしては含まれておるものだと思っております。そういう意味からいって、一歩前進された。政府案としては、財政上の余裕があるならば、また財政的にはあまり影響のないようなごくこまかいわずかな数字で片づくような問題もあるのですから、そういうようなものは、この際思い切った取り入れられて、恩給法の何百億に比べればわずかのことで済むのですから、一つ広く国家の至上命令に基いて戦争のために犠牲になられた人々を救うというところをお考えになるならば、沖縄の問題なども簡単に片づく問題だし、あらゆるところで問題点が一挙に処理できると思っております。そういうところを局長さんがお考えでしょうか。

○田邊政府委員 私は、理論上そういう考え方が成り立つということを、否定するものではないと思いません。しかし、国家の要請の度合いと申しまして、三十四条関係を取って見た場合に、いろいろ違ひます。たとえば、ここに国民義勇隊という言葉を使っております。これは広島島の原子爆弾でなくなった人で、疎開作業に従事しておいた人々を言うわけですね。これらの中には隣組に似たようなものもあるという印象を強く受けるわけです。しかし、これも国家から強い要請があったことは事実であります。法律に基きまして、学徒の動員等は、これは個々に指名をして動員するわけではございませんで、何人か一カ所の工場に協力してほしいという程度であります。これに違反した場合には、罰則等があるわけではございません。徴用の場合におきましては、個々人に指名が参ります。その場合におきましても、新しく徴用になった人と、現任徴用と、申しまして、その工場に勤めておいた人を均等に徴用にかけるという場合があります。これは社長以下工場長まで、全部徴用になっております。これは国家の強い要請に積極的に参加されて、いろいろ防空作業等において国土のために働いて、なくなった方々を私は知っております。それがこの法律に漏れております。極端にそれからそれへと取っていく場合に、私は受田さんのおっしゃるようになさるならば、戦死死亡者全部にやらなければ、具体的に公平を期するわけにいかないということになるのではなからうか。それをあなたは、そうでなかつた、どうでなかつたといつて資料をあげるとは、相当困難

第一類第七号 社会労働委員会議録第四十一号 昭和三十年七月十四日

じゃないかと思ひます。現在の三十四
条関係において、年金を支給してい
ないという積極的な理由は、なかなか
困難でございますが、そこまで及び得
ないという理由の事実は、私、先
ほどから御説明申し上げた通りでござ
います。そういう立場が理論上十分成
り立ち得るということは、私、否定す
るものではございませんが、先ほどか
ら申し上げているような事由によつ
て、われわれはそこまで手を及ぼし得
ない現状でございます。

○受田委員 田邊さんは、理論上成り
立つことを盛んに申しておられるので
ありまして、この点私は、その政治的
良識は十分尊敬申し上げます。今、私
が考えておることは、この援護法で、
まず当面救済する対象としては、国家
の至上命令、あるいは自己の自由意思
を極度に曲げなければならなかった環
境のもとに、当時の軍に協力した人々
は、これは漏れなくまずこの援護法で
救わなければならぬが、従つて、今徴
用とか、学徒動員とか、自己の自由意
思の限界があつたんだとおっしゃつた
けれども、当時、私たちその空気を知つ
ておりますが、徴用で呼び出された者
が、もし協力しなかつたらば、非国民
のように宣伝をされて、とうてい隣組
などの生活においては、全くの落伍者
のけ者であつたわけでありまして。学
徒動員なども、参加する学生がりっぱな
学生であつて、いやと言う学生は、こ
れまた非国民的にあしらわれたので
あつて、ほとんど例外なしに国家の至
上命令、あるいはこれに準ずる国家の
公務に協力した人々なんです。これは
私、明らかに言えると思うのです。当
時の状況をよく知つておつたら、はっ

きり言えるわけです。従つて、少しし
も強制的要素があつたもので動かされ
た人々、それから爆弾その他で急に空
襲等でやられた場合とは、この援護法
においては一応区別して考えて、少し
でもそうした国の直接の命令、あるいは
これに準ずる状況において行動した
者をまず救済して、それから残された
人々へ、今度一般の空襲でなくなった
人々というふうなものへ発展すべきで
はないか。援護法そのものの精神から
いったならば、私は今申し上げたよう
な線をまず漏れなく拾つて、今局長の
お話しになられた中で、非常に進んで
協力した人で漏れた人があるというこ
とを聞きまして、そういう人たちは
これに漏れなく入れていけば、これは
調査の結果は、そうたくさんの人じゃ
ないと思ひます。そして予算措置に
おいても、弔慰金を出す程度のもので
あれば、そう私、国家財政に影響があ
ることはないと思ひます。この三十四
条の修正をしたときの弔慰金の予算が幾
らであつたか、ここに資料がないので
ちよつとわかりませんが、そういうも
のを考えてみましても、今度の恩給法
の改正など考えると、何とかこの際
で、きつた対象だと思ひます。従つ
て、できればこの機会にそういうもの
に該当する人々は、できるだけ広く
救つてあげて、せめて援護法で救つて
あげて、そして国家からわれわれは
これだけの補償をされているんだとい
う気持ち、その遺族の人々にも持つて
いただく方が、筋としては通るのじや
ないか、理論的にも、また現実の問題
としても通るのじやないかと思ひます。
す。つまり――まあそこまで一つ。

○田邊政府委員 援護法は、公務災害
に対する補償という精神を根本として
おるわけでありまして。この公務災害と
いうものは、国家公務員という觀念を
一応基準にしておりまして、恩給法か
ら漏れておる者、国家公務員であつた
という者を基本として、補償する立場
をとつておるわけでありまして。国家公
務員的な色彩の強いものを、順次広げ
ていけたらどうかという御意見でござ
います。これは数は大したことない
じやないかと思ひます。それによつて
も、現在までに未確定のものは、相当
たくさんおるのでございます。外地に
おける戦闘協力者、これはまだ裁定が
十分進んでおりません。非常に難渋を
きわめておる関係上、範囲はまだ進ん
でおりません。特別未帰還者につきま
しても、まだそこまでは手が伸びてお
りません。私は率直に申し上げます
と、こういう政策をやる場合におきま
しては、だんだん、だんだんとおっしゃ
いますけれども、これは国家財政とい
う点からみましても、どこまで広げる
のだという点を十分考えておかなけ
ればならぬと思ひます。二十数万の外
地において死亡した引揚者並びに途中
での死亡者は全然考えないでよろしい
か。それの中にも、国家の強制力によ
つて行つたと同視すべき状態の人
が、ほとんど大部分じやないかと思
ひます。強制的に移動させられたわけであ
ります。これもまた相当たくさんにお
るようでありまして。そうなつてきま
すと、先ほどおっしゃる通り、内地にお
ける一般戦災者はどうなるか、ここま
で当然になつてくるわけでありまして。
それをどこで切つてよろしい、どこで
切つて悪いというふうなものが、はっ

きりしたものがあれば、これはまたい
いわけですが、おそらくは困難ではな
いかと思ひます。そこで、私は先ほどか
ら申し上げているように、国家財政とそ
れから資料というものが十分でないとい
う関係、両方にらみ合せて現在にと
どまつておるので、現在にとどまつて
おることも必ずしも理由がないこと
じやない。戦争中にあつた制度、約束
した制度については復活をする。しか
し、当時の状態としては、学徒援護
会、徴用援護会等の一時金によつて差
し上げて、それで一応済んでおつた方
は、敗戦後のあるような特殊事情にお
きましては、一応年金的なものからは
御遠慮いただいて、一時金でがまんし
ていただくという点に一律を引いてお
るわけでございます。この問題は、援
護法上、いつも出る議論でございますし
て、そのつど、私、先ほど申し上げた
ようなことを申し上げておるわけであ
ります。援護法が恩給法の暫定措置と
して出発して今日に至るまでの間、そ
の議論は毎国会、受田先生から熱心な
御質問があるわけでありまして。しか
し、私どもの方でも、取り上げていい
問題は、決しておろそかにしておるわ
けでない。先生方の熱心に御主張に
なつておりました弔慰金を受けるべき
遺族の範囲のところ、強い御要望の
あつた点なども、今回の改正案で措置
いたしておるわけでありまして。今後
も十分研究をすべきであるし、現在法律
で不備な点がございまして、また国家
財政等の関係から、措置できるものは
今後といえども措置をしていく、その
点については変りはない気持ちであ
ります。

○受田委員 もう一つ、この終戦時に
責任自殺をした軍人、軍属の遺族に対
する遺族年金の支給規定ができたわけ
であります。これは終戦時という限
定をした理由はいかがですか。この間
説明をされたかもしれませんが、
ちよつと……。

○田邊政府委員 終戦前の自決につ
きましては、現在まで裁定した事例もあ
り、現行法の解釈でやれるという恩給
局との打ち合せができたわけござい
ます。ところが、終戦後の自決につ
きましては、どうしても公務上の傷病と
いう解釈からいいますと、どうも入り
にくい。いろいろ研究はいたして参り
ました。しかし、これはやはり軍人た
るの身分に伴う特別の事情に基く一つ
の災害といふふうな解釈になるのであ
ります。軍人の公務執行と自決とい
うものの間の関係を、現行法の範囲
で厳密に分析していきますと、若干疑
問が残るわけでございます。疑問が
残つたまま措置するよりは、新しく
立法する方が当然ではないかという考
えて立法したわけでございます。現行
法でも、軍人たる身分に伴う特別な事
情に関連して起つた不慮の災害は、援
護審査会の議決によつて公務上の災害
とみなすという規定がございまして。こ
れは現行法の解釈では公務にはならな
いけれども、この規定によつて公務と
同視されるわけでありまして。従つて、
いろいろ研究をした結果、かような措
置をとることが妥当だということにな
つたわけでありまして。終戦前におけ
る自決につきましても、現行法の解釈
によつて措置して参るつもりでござ
います。

○受田委員 今、局長の申されたよう
な解釈によつて、すべてが救済される

責任自殺をした軍人、軍属の遺族に対
する遺族年金の支給規定ができたわけ
であります。これは終戦時という限
定をした理由はいかがですか。この間
説明をされたかもしれませんが、
ちよつと……。

のであれば、責任自殺に限らず、あらゆるものの解釈が非常に有利になるのであります。そして軍人のそのときの状況で、当然公務死とみなされるような解釈にすればいいわけです。そうすればあらゆるものが解釈されるわけであります。

別に終戦時を取り上げなくたって、終戦後であっても、復員の途中で船が沈んでしまったような場合は、公務死になっておるのでありますから、そういうような場合を考えると、わざわざここに、終戦時に責任自殺をした軍人をうたわなくても、全部公務死という判定を下そうと思えば、できるわけだと思ふのです。もしこれでやることにすると、責任自殺の規定をはっきり、職務上やむなくそういう情勢に置かれてきたのであるからと、うたつてあげることが、あいまいもたれる人々を救うには、はつきりしていいと思ふのです。従つてかような、時を終戦時に限つた法律よりは、ずっと前にさかのぼつていけば、恩給局などともいろいろ相談してやらぬでも、びしっと一べんに片づく。相談などの時間をかけぬでも、解釈をあまりむずかしく考えぬでも、法律によつてすぐ適用されるといふことになって、かえつて案に片づくのじゃないでしょうか。

○田邊政府委員 同じ気持で、実は今日までこの法律の改正案といふことを考えなかつたわけでありまして。しかし、最後のどたんばにきまして、非常にこまかく研究をして、恩給局その他と打ち合せました結果、やはり若干疑問があるわけです。立法した方が、やはり万全であるといふことから立法したわけでありまして。これは、なぜ立法

が必要かというポイント、戦争の終結したという詔勅の出たあとの自決という点に問題がある。戦争中の自決とありますと、従来裁定した事例もありまして、また解釈上もできるというところございまして、その点は従来もやっております。終戦後の事態につきましても、部内でも議論して、意見が出て参りまして、現行法の解釈でもやれないこともないかもしれませんが、限られてしまふということが出てきますので、これはやはり国会の御審議によつてきめた方がいいのではないかと、こういうことで御提案申し上げたのであります。終戦前の自決はだめだといふわけではございません。

○受田委員 この解釈を広義にすれば、相当広いところまで救済できるのですが、さき船員の場合を申し上げたのですが、船員などでも嚴重な解釈をした過ぎ、今申し上げた船舶運賃会に入つてない分は、全然だめなことになつてゐるのです。そういうようなところを、もつとゆるやかに解釈をする。政府としては、とかく嚴重に解釈されるんではないでしょうか。嚴重に解釈されるということになれば、できるだけそういうことまかい規定を、法律または政令等ではつきりきめておいた方がいい。この法律などは、受給資格該当者と自分で思つてゐる人々には、非常に不親切なやり方だ。これを見ると、ずっと前におれの主人は責任自殺したのだが、おれたちの方は回つてこないんだという、その心理的影響だけども、相当のマイナスになると思ふのです。やはりそういうのは、法律に一応親切にうたつてあげる方が、やや繁雑になるようであつても、国民に対して

は、国民の法律ですから、われわれは筋が通ると思ふのです。そして、今の局長のお言葉によつて、すべて法律は広義に解釈して、できるだけこれで救済するように努力してゐるんだというお言葉があつたわけですね。そういうことになれば、この援護法のあらゆる条項に対して、救われる人々がもつともつと多数出てこなければならぬと思ふのです。この点一つでできるだけ広義に解釈する、広義に解釈できないところは、法律でこまかく規定する。こまかく規定しないところ、あいまいもたれるもの、なるべく広義に解釈して救つていきたいといふ、その氣持が実際に現れてもらいたいと思ひますから、その点を……

○田邊政府委員 この間も、責任自殺の問題に関連して、戦争終結前の自決は解釈でやれるといふことを申し上げたのですが、これは現に恩給局がやっておるのですから、私は解釈でやれるといふことを——これは広くするも狭くするもない、そういう実績があるのですから、その実績に基いてやつていけば済むわけです。解釈を広げれば何でもできるといひましても、やつていきますには限度がございまして。限度に漏れてゐるものは立法すべきである、その通りでございまして。しかし私どもは、そういう問題を扱う場合に、解釈でいけるものは解釈で措置するといふことに措置してゐるわけでございます。しかし、解釈でいけなないもの、勝手に法律を適当に解釈するといふことは、行政官庁としては最も慎まなければならぬこととございまして、法律でいやくも疑問のあるものは、法的措置をとる方が妥当であらう、こう

考へております。責任自殺の点を出しましたのも、そういう考えからでございます。

○受田委員 この戦争の公務でなくなつた方々や、傷病でなくなつた人々は、何とかして恩給法の方の適用を受けたいという氣持を持つわけですね。しかし、自分たちの当時のいろいろな立場が、援護法のワタ内ではか処理されてないといふ人々にとりましては、非常にさびしい氣持を持つておられるだろうと思ふのでありますが、いづれも公務に従事してなくなつたという立場からは、どうしても恩給法と援護法の調整をしなければならぬと、きかぬと思ふ。これは援護法で一応救つておいて、そうしてさらに恩給法の該當者に回していくという操作が、今行われておるわけですが、願わくば、この援護法が、せつかつたたびの改正で、そのワタを広げられつつある今日、恩給法の該當者となられる人々に対しては、すみやかに措置しておつしやるでしようが、それに転換され、そうしてまた新しい該當者として、援護法に取り入れられるべきであるといふときには、すみやかな改正をされて、終始研究を続行しておられると思ひますが、できるだけ多くの人を救つていくような形に持つていく必要がある。局長のさっきのお言葉によれば、国民義勇隊——広島

の国民義勇隊などといふものは、とんでもない程度の低かつたもので、それよりもまだまだ高いものがあるといふお言葉があつたわけですね。だから、法律でこれを規定されたのですが、軽重

の差はあつたとしても、法律にすべてうたわれておるのであるから、うたわれておる以上は、その線から上にあるものは、その線まではなるべく取つてやるような氣持が、やはり立法者としては必要だと思ひます。こういう点におきまして、今後援護法の改正、恩給法への調整とかいふことについて、一段と御研究をされんことを希望いたします。質問を終わります。

○田邊政府委員 広島義勇隊などのことについて、ちょっと誤解がござります。国家の協力の要請の度合いにおいては、いろいろ違いがあるといふことを申し上げた。国民義勇隊の中には隣組的な要素のものの中にはあつたと思われるといふことを申し上げておるのです。国家の権力の発動によつてやられたものもあるし、それからそうでないものもある。同じ権力の発動の場合におきまして、いろいろニュアンスの相違がある。権力発動ではない広島義勇隊のような場合には、隣組的なものもあつたと思はれるといふことを申し上げた。全部が隣組的なものであると申し上げたのではない。あれは閣議決定において、それに基いて編成されておるわけでございますから、単なる隣組的なものではないわけでありまして、中にはそういうものも含まれておつたように考えられるといふことを申し上げたのであります。

○中村委員長 次会は明日午後二時より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十八分散会

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局